

**実在の動画配信会社名で  
有料動画の料金を請求する  
ショートメールがきた!**



**\*使用していない、根拠のない、  
請求メールは対応しない。**

暮らしの中で困った時、情報が欲しい時、  
お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。  
大山町役場住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648 (平日・土日)

八橋警察署 ☎0858-49-0110

はい!

**消費生活相談窓口です**

Q: 突然、発信元がDMMで「有料動画閲覧履歴があり、登録解除の連絡を本日中にしないと、身辺調査及び法的措置に移行となる。至急連絡を」という内容のショートメールがきました。無料動画をよく見るので心配です。

A: 実在する有名な会社名をかたり、メールを送ってくる手口が報告されています。勘違いをして電話をかけた人を脅して、コンビニでギフトカードを購入させる手口です。無視をしましょう。

**ご存知ですか?  
小規模企業共済制度**

この制度は、個人事業主・共同経営者(含む)・会社等の役員の方々が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

特徴は、掛金が金額所得控除。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。(独) 中小企業基盤整備機構が運営し、商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。

**◆問い合わせ先**

大山町商工会

☎0859-54-2065

中小企業基盤整備機構  
コールセンター

☎050-5541-7171

中小企業基盤整備機構共済

制度  
URL

<http://www.smfj.go.jp/skyosai/>

**職員の  
懲戒処分等について**

本町では、業務委託契約における不適切な事務処理を行っていたことについて平成29年1月17日付けで職員の懲戒処分等を行いました。

①対象職員

課長級職員 (1名)

②処分内容

減給処分: 10分の1

(2か月15日)

降任処分: 課長補佐級へ降任

(処分理由)

対象職員は、町が業務委託したNPO法人の理事でもあり、委託事業が本務と関係し

ていることから、勤務時間内においても受託業務に関する事務を行っていたことが認められた。

③関係職員の処分等

財務事務を主管する課長級職員(1名) 戒告

④特別職の対応

町長及び副町長

減給 10分の1

(3か月3日)

**障がい者虐待防止・権利擁護公開講座  
「共に生きる社会への鼎談」**  
(参加無料)

障害者虐待防止法・障害者差別解消法が施行されて何が変わったのか、変わらなくてはならないのかを報道・福祉・教育分野の第一人者が語ります。

◆日時 3月8日(水)  
13時~16時

◆場所 倉吉未来中心 小ホール

◆鼎談者 野澤和弘氏(毎日新聞社論説委員)、竹之内章代氏(東海大学講師)、霜田浩信氏(群馬大学教授)

◆申込み先  
鳥取県社会福祉士会事務局  
☎0857-59-6336